



事務センターだより

第1号



R 2 . 4 . 2 3

文責：水本・緒方

平成28年4月の発足から、山鹿市学校事務センターは5年目を迎えました。昨年度は新たに校務改革推進班をつくり、学校徴収金をはじめとする事務もセンター内で取り組み始めました。今年度は鹿本小中と菊鹿小中もセンター校に加わり、暗いニュースが続いている中ですがにぎやかにスタートしました。事務センターで行う業務については、月1回発行の事務センターだより等で情報提供に努めます。今年度もどうぞよろしくお願い致します。

＜山鹿市学校事務センター紹介＞

★業務時間★ 昨年度と変わりました！

毎週木曜日 14:00 ～ 16:40

毎月第2・4木曜日（原則） 9:00 ～ 16:40

事務職員不在の時間帯はご迷惑をおかけしますが、どうぞよろしくお願い致します。

★メンバー紹介★

センター長	草野 富士子（山鹿中）
グループ長（県費）	水野 薫（三岳小）
グループ長（市費）	佐藤 真里（平小城小）
グループ長（校務改革推進）	宮崎 文子（菊鹿中）

県費班： 水野 薫（三岳小） 名越 千代美（大道小） 相良 公美（山鹿小）
佐伯 涼子（鹿本小） 中尾 理恵（菊鹿小） 金柿 潤平（鹿本中）
大石 将弘（めのだけ小） 森本 大貴（山鹿中）

市費班： 佐藤 真里（平小城小） 浅香 幸一（山鹿小） 永本 幸生（三玉小）
森 安彦（鹿北小） 緒方 美由貴（山鹿中）

校務改革推進班： 宮崎 文子（菊鹿中） 吉澤 利恵（八幡小） 上田 亜耶（山鹿小）
筒井 迪子（米野岳中） 水本 利奈（鹿北中）



1年間このメンバーでがんばります！

裏面につづく・・・

令和元年度給与制度の改正点

該当される方は給与明細でご確認ください

その1 住居手当の改正

住居手当を以下のとおり改正〔令和2年4月1日施行〕

- ・ 手当対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）
- ・ 手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

《経過措置》

	対象者	経過措置
	R2.3時点と比較し、住居手当が	R2.3時点の住居手当から、
R2年度	500円超減少する者	500円を控除した額を支給
R3年度	1,000円超減少する者	1,000円を控除した額を支給
R4年度	1,500円超減少する者	1,500円を控除した額を支給

※現在の住居に引き続いて居住する場合に限り適用する。

★手当の月額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額	－	16,000円
-------	---	---------

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員

11,000円	＋	(家賃の月額－27,000円)／2	※最高支給限度額28,000円※
---------	---	-------------------	------------------

その2 扶養手当の見直し

扶養手当の手当額は、令和元年度末までの経過措置が終了し、令和2年度以降は下表のとおり。

(単位：円)

年度 扶養親族の区分、 職員の職務の級の区分		改訂前 平成28年度	改訂後 R2年度以降
配偶者	下記以外の全ての職務の級	13,000	6,500
	行政職給料表8級		3,500
	行政職給料表9級		(支給しない)
	医療職給料表(1)4級		(支給しない)
子		6,500	10,000
父母等	下記以外の全ての職務の級	6,500	6,500
	行政職給料表8級		3,500
	行政職給料表9級		(支給しない)
	医療職給料表(1)4級		(支給しない)
配偶者がいない場合	子	11,000	(上記子・父母等と同じ)
	父母等		